

パブリックコメント「習志野市公共施設再生基本条例(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成 26 年 2 月 15 日(土曜)から平成 26 年 3 月 14 日(金曜)まで

意見一覧

No	項目	条	御意見の概要	市の考え方
1-1	再生計画	一	公共施設の大半約 60%は教育施設にも拘らず教育委員会からの声は殆ど聞こえてこない。	<p>本条例案については、公共施設再生計画に基づく事業実施について、持続可能な行財政運営のもとで、将来のまちづくりを念頭に置きながら、効果的、効率的に継続させていくために制定しようとするものです。</p> <p>公共施設再生計画の策定作業における、教育委員会との連携は十分に行っております。詳細は「公共施設再生計画(案)」のパブリックコメントに対する「いただいたご意見等と市の基本的な考え方」をご覧ください。</p>
1-2	再生計画	一	公共施設再生計画についてケース1の一つしか示していません。これでは市民は選択のしようがありません。 従って、複数案を提示して幅広く市民の意見を聞くべきです。	<p>市民説明会等でご説明してきた「ケース1」と学校施設再生計画を作成する過程において検討された計画(案)を基本とした「ケース2」を提示しています。詳しくは公共施設再生計画(案)の第2章をご覧ください。</p>
1-3	再生計画	一	習志野文化会館売却問題については財政問題など含めて市民会館との整合を決める。文化会館を当面市民会館としてはどうでしょうか。大久保の市民会館を建てるについては全市民が利用し易く市民会館敷地にバスターミナルを作り、習志野市全域に交通網を作る、そして各公共施設を結ぶ。市民からの意見を聞く為に、アンケートなどを実施して意見を反映させる。	<p>文化会館とは、習志野文化ホールのこととして回答します。</p> <p>公共施設再生計画の実施については、市民、行政などみんなで議論を深めあい、進めていかなければなりません。ご指摘の内容についても、その過程において、議論していくものと認識しています。本条例は、長期間にわたる計画期間の中で議論を進めていくにあたって、世代が入れ替わっても、その理念を伝えていくためのものです。</p> <p>アンケートについては、本市に在住の無作為抽出した 18 歳以上 3,000 人対象に平成 25 年 12 月に実施し、1,018 人の方にご回答いただき、計画の策定に反映させています。</p>
1-4	制定目的	1	全市民的な観点を貫く事が肝要です。大切なことは市行政の将来像が問われている問題である以上、市のマスタープラン・基本構想のこれまでの経過と今後の方針との整合性を図り、市民へ責任を持って市の将来像を示す責任がある。	<p>公共施設再生計画は、習志野市の長期計画である「基本構想・基本計画」の重点プロジェクトとして位置付けられ、これまでの経過と今後の方針について整合性が図られています。</p>

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生基本条例(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月15日(土曜)から平成26年3月14日(金曜)まで

1-5	再生計画	—	計画全体を節約型にすること。今の市財政を考える時、財政出動は習志野市政にふさわしいものとして行うこと。安易に市の土地・資産を売却して財源確保は極力避けるべきです。市の資産は元々市民の税金に依って形成されてきたものでそれを安易に処分することは市民の意見を過小に扱うことになる。	計画全体は「節約型」になっています。目先の歳出だけに着目せず、中長期的に「節約型」にする必要があります。必要な機能は維持しながら、施設を削減することは避けて通ることはできません。 まちづくりの観点からも市民の資産を有効活用し、民間活力を導入することは、地域の利便性を高め、都市の価値を高めることとなります。
1-6	再生計画	—	全体として長寿命化を公共施設再生計画に貫くべきである。	長寿命化は、財源の確保と総量の圧縮とともに、対策の柱として位置付けています。詳しくは公共施設再生計画第1章をご覧ください。
2-1	全般	—	市が実施したアンケート調査で、約8割の市民が白書、基本方針、計画案などを「知らなかった」と回答している状況で、市民を縛る基本条例を今の段階で制定することには反対です。	平成25年12月に実施した、市内在住18歳以上の無作為抽出3,000人を対象としたアンケート調査では、公共施設再生計画に関する各種資料を「知らなかった」と回答した方は、「マネジメント白書」が78.8%、「データ編」で82.7%であり、ご指摘のとおりです。一方、白書、提言書、基本方針等の、いずれか1つでも「読んだ」、または、「知っていたが、読んではいなかった」と答えた方は24.1%であり、計画の認知度としては4人に1人程度ということになります。公共施設再生に関する取り組みが、比較的最近の取り組みであることを考慮すれば、認知度としては一般的な水準、あるいは、比較的高いものであると考えております。
2-2	市民の責務	5-1 5-2	第1項は、市民が財政負担をする責務を負うとも読めません。第2項は、行政に対して批判するな、協力しろ、といっているようなものです。	第5条については、次世代の負担を軽減するために、公共施設の再生、管理運営、維持保全に必要な財政負担に関する理解を深めること、また、より良い資産を次世代に引き継ぐよう努めることを求めるものです。 条例での規定の仕方については、再度検討いたします。
3-1	用語の定義	2 (4)	事業者に「個人」を含めていますが、『事業者』とは、一般的に、法人や団体及び個人事業者をいうのであり、「個人」は事業者ではない。「個人事業者」に変更するか、「個人」を削除すべきです。	ご指摘の通り、ここに記載されている「個人」とは「個人事業者」、即ち「事業を行う個人」のことです。「事業者」の項目で「個人」と表記しており、「個人事業主」と読み取ることが可能であると判断しています。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生基本条例(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成 26 年 2 月 15 日(土曜)から平成 26 年 3 月 14 日(金曜)まで

3-2	市民の責務	5-1	本条項の市民が留意する「財政負担」とは、現在負担している施設の使用料など以外にどのようなものをお考えですか。「財政負担」の内容を明確にすべきです。	第5条第1項における「財政負担」とは、使用料に限らず、時代の変化に対応した公共サービスを提供するために、市の歳出をもって行われる公共施設再生の取組すべてにかかるものです。具体的には、公共施設再生計画第5章に記載した内容が想定されます。本条項の主旨は、1つの取組みに対する賛成反対ということではなく、市の財政状況の全体に留意していただいた上で、その取組がどうあるべきかを考えていきたいということを表しています。
3-3	調査及び計画	7-1	公共施設再生に関する情報の調査収集及び整理を定期的に行うとなっておりますが、「定期的」とは具体的にどのような間隔で行うのですか。	情報の調査収集及び整理の間隔は、その種類によって異なり、月ごとに収集するものや隔年で処理するものなど様々です。 また今後システムの導入等により、データ収集から整理に要する期間を短縮できる可能性があることから、条例においては間隔や時期を規定することは難しいと考えています。
3-4	調査及び計画	7-3	市長は、事業効果を検証することになっておりますが、「検証」はいつ行うのですか。「検証」を行う時期などを明確にすべきです。また、どのような方法で、どのような内容の「検証」を行うのか明確にすべきです。	事業効果の検証は、基本は年度ごとに行います。ただし各個別施設により実施期間に長短があることから、検証時期は適宜設定します。第3期以降、即ち平成38(2026)年以降は、次の長期計画の策定に合わせて見直しを行い、それに合わせて検証を行います。検証方法は、施策領域ごとに公益性、市場での提供可否、人口、社会ニーズの測定等から検証してまいります。
3-5	定義 市と市長の	4,7	第4条は「市の責務」を、第7条は調査及び計画に関する「市長の責務」を明記しております。「市の責務」と「市長の責務」の違いを説明して下さい。	地方自治体として果たすべき責任の場合は「市」という主語を用い、地方自治体の長として権限を行使し果たすべき責任の場合は「市長」という主語を用いています。
3-6	定義 市と市長の	4,7	「市の責務」は、即ち「市長の責務」なものですから、第4条と7条を「市長の責務」として統一し、まとめた方が分かり易いのではないですか。分けている理由を説明して下さい。	地方自治体として果たすべき責任の場合は「市」という主語を用い、地方自治体の長として権限を行使し果たすべき責任の場合は「市長」という主語を用いています。
3-7	種類 データの	4-2	「人口動態、財政状況など客観的なデータ」の「など」とは、どのようなデータを考えていますか。	施設利用者数及び利用件数等の利用実態、対象者数、ライフサイクルコストなどが該当します。

※御意見等は一部要約させていただいております。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生基本条例(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成 26 年 2 月 15 日(土曜)から平成 26 年 3 月 14 日(金曜)まで

3-8	財政	4-2	計画策定と事業の実行にとって「財政状況の中長期予測」は最も重要なデータです。そして、その「財政状況のデータ」は公共施設再生事業に必要な事業費だけではなく、行政全般の事業費などを含む中長期の財政予測でなければなりません。 行政は「財政状況」の予測範囲をどの様に考えていますか。また、「中長期」とはどの程度の期間を考えていますか。	公共施設再生での取組における、財政状況の中長期予測については、最も長期にわたるものは、公共施設再生計画の期間である平成 26 年度から 50 年度まで、中期的なものについては、習志野市実施計画の期間である平成 26 年度から 31 年度と考えています。 平成 50 年度までの長期の予測については、公共施設再生に必要な事業費からの積算、平成 31 年度までの中期の予測については、全事業において予測を立てています。
3-9	財政	4-2	現在策定中の「公共施設再生計画」は、行政全般の事業費などを含む中長期の財政予測に基づいて策定されていませんので、計画はこの条文と異なる方法で策定されています。この条文との整合性を行政はどの様に説明しますか。	公共施設再生での取組における、財政状況の中長期予測については、最も長期にわたるものは、公共施設再生計画の期間である平成 26 年度から 50 年度まで、中期的なものについては、習志野市実施計画の期間である平成 26 年度から 31 年度と考えています。 平成 50 年度までの長期の予測については、公共施設再生に必要な事業費からの積算、平成 31 年度までの中期の予測については、公共施設再生以外を含めた行政全般の財政予測を立てており、条例と計画に齟齬はありません。
3-10	定義	2 (1)	「公共施設は別表に定める公共建築物」となっていますが、「別表」が添付されていません。基本条例に別表を添付すべきです。	公共施設再生計画における対象施設 123 施設と同様です。別表は添付します。
3-11	議決事件	—	計画策定を議会の議決案件とすると共に、議会の責務を明記すべきです。	地方自治法第 96 条第 2 項における任意的な議決として、本市では基本構想を議決対象としていますが、基本計画は対象となっていないことから、その下位計画である公共施設再生計画についても議決対象としていません。
4-1	全般	—	日本国憲法、地方自治法の見地からの検討はどのようになされましたか。「計画」の策定に「基本条例」をつくるのは何故ですか。	憲法および地方自治法との確認については、内部の専門部署との協議、検討を経て、条例案を作成しています。 「公共施設再生計画」は、中長期的な計画であり、目的、基本的な考え方、事業目標を合理的な根拠なく根本から変わってしまえば、その効果が低下し市民負担の増加を招くことが想定されることから、その部分を条例として制定しようとするものです。
4-2	全般	—	日本国憲法は、国民主権の原則に立ち、住民主権の実現を「地方自治の本旨に基づく」理念として法律で具体的に定めるとしています。地方自治法は、この憲法の理念を団体自治と住民自治を二つの柱として、その実現をはかる法律	本条例は日本国憲法、及び地方自治法に定める手続きに則り、提案することとしています。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生基本条例(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月15日(土曜)から平成26年3月14日(金曜)まで

			であり、国政と地方自治の両面から、国民主権の実現を保障する仕組みになっています。日本国憲法が、11条、12条、13条、97条で強調している国民主権（住民福祉とつながる）、人権尊重の最大限の保障は、地方自治において適用されるべきは当然であります。最高法規としての憲法は、天皇、大臣、国会議員はじめ、すべての公務員の尊重、遵守を規定しています。このような視点から見れば、今回の条例案の制定自身に重要な問題点があると考えます。	
4-3	市民の責務	5	条例案第5条における市民負担の義務づけ、「再生計画」への「努力しなければならない」という規定は、憲法と地方自治の基本的原則、理念からみて逸脱です。	第5条については、次世代の負担を軽減するために、公共施設の再生、管理運営、維持保全に必要な財政負担に関する理解を深めること、また、より良い資産を次世代に引き継ぐよう努めることを求めるものです。 条例での規定の仕方については、再度検討いたします。
4-4	公共施設再生推進委員会	8	「公共施設再生推進委員会」の規定にも大問題があります。6人という少数、構成員の人選には、問題がある。	「公共施設再生推進委員会」は、客観的に実態把握を行い、俯瞰的に方向性を検討するための機関であり、利害に関わらない立場で議論を行うことを目的とします。当然ながら、あらゆる方々の意見を聴取し、活かしていくことはこれまでと変わらず継続して行っています。
5-1	全般	—	消防本部建物は、当時の構造・施工共確実であり、総合的土地利用計画上、既存建物の上層階減築・耐震改修を検討すべきである。	技術的観点だけでなく、経済的観点、危機管理的観点等多角的に分析を行った結果、公共施設再生計画第2期に建替を予定しています。
5-2	全般	—	これからの【まちづくり】にこそ、これらコミュニティ意識の醸成が一層必要なのである。急ぐべきは【市民参加まちづくり条例】であり【住民自治条例】なのである。	今後のまちづくりにおいて、コミュニティ意識の重要性は、多くの人々が共感するところであります。貴重なご意見として、今後、留意してまいります。
6-1	議会	概要版	公共施設再生計画は「中長期にわたる計画的な事業実施を推進していく」全体性と時間制を有しているのだから、予算審議のまえに、関連した公共施設建設事業は議会の承認を得ることが求められると考えられる。	地方自治法第96条第2項における任意的な議決として、本市では基本構想を議決対象としていますが、基本計画は対象となっていないことから、その下位計画である公共施設再生計画についても議決対象としていません。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生基本条例(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成 26 年 2 月 15 日(土曜)から平成 26 年 3 月 14 日(金曜)まで

6-2	議会	概要版	公共施設関連事業は事業単位ごとに議会の議案として審議されるべきであると考えます。本来なら議会基本条例で議会に諮るべき事項を整理し、その中に記載されるべき項目であると考えますが、議会条例が現時点ではないので、この条例で対応すべきであると考えます。	地方自治法第 96 条第 2 項における任意的な議決として、本市では基本構想を議決対象としていますが、基本計画は対象となっていないことから、その下位計画である公共施設再生計画についても議決対象としていません。
6-3	市民の責務	ホームページ	「市民等に義務を課し、または権利を制限することを内容とする条例ではありません。」と条例の主旨説明となる解説文章には書かれているが、「義務」と「責務」の言葉の違いは法律的に明確ではないため、定義すべきです。	本市において、「市民の責務」「市民のつとめ」などの理念的な意味で努力義務規定を設けている条例は 14 件あります。条例以外では「習志野市文教住宅都市憲章」「習志野市基本構想」にも同様の規定があります。責務規定は訓示規定とされており、それ自体は個別具体的な義務を課したり、法的な効力を持つものではなく、その規定に違反しても、その違反行為の効力には影響がなく、罰則等の制裁措置が伴うこともありません。このため行政機関や市民等に対し、その責任を明らかにし、あるべき方向性を示すために設けられている規定です。
6-4	市民の責務	5-2	提案されたこの条例制定に反対です。その理由は、この条例の内容が、「市長が市民や議会を無視して巨額の公共施設関連事業を行うことを可能にさせる」解釈が可能な条文であると危惧されるからです。多分、現職市長は良識ある方でありその恐れは少ないのかもしれませんが、条例はどのような市長が選ばれても、それに従い、正しい行政が行われる内容でなくてはならないと考えます。	第 5 条については、次世代の負担を軽減するために、公共施設の再生、管理運営、維持保全に必要な財政負担に関する理解を深めること、また、より良い資産を次世代に引き継ぐよう努めることを求めるものです。条例での規定の仕方については、再度検討いたします。
6-5	市民の責務	ホームページ	「本条例はいかなる意味においても「市民等に義務を課し、または権利を制限することを内容とする条例ではありません」と条例の一項目として条例文として記載しなければならぬと考えます。HPの説明文は条例の一部を構成しないからです。	本市において、「市民の責務」「市民のつとめ」などの理念的な意味で努力義務規定を設けている条例は 14 件あります。条例以外では「習志野市文教住宅都市憲章」「習志野市基本構想」にも同様の規定があります。責務規定は訓示規定とされており、それ自体は個別具体的な義務を課したり、法的な効力を持つものではなく、その規定に違反しても、その違反行為の効力には影響がなく、罰則等の制裁措置が伴うこともありません。このため行政機関や市民等に対し、その責任を明らかにし、あるべき方向性を示すために設けられている規定です。
6-6	調査及び計画	7	提案されている条例は、公共施設再生計画の「実施段階」に関わるものか、あるいは、「計画作成」そのものに関するものか、あるいは「両方」にかかわるのか不明である。	第 7 条第 2 項に明記してある通りです。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生基本条例(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成 26 年 2 月 15 日(土曜)から平成 26 年 3 月 14 日(金曜)まで

6-7	目的	—	この条例の「目的」は「まちづくりを推進する」ことにおかれている。問題の本質は「どのように推進してゆくのか」推進の質が問題です。また、「推進の過程プロセスにおける市民の意思の尊重」が明記されていない。市民意志の尊重を「目的」として記載すべきであると考えます。公共施設は市民の資産であるのですから。	主権者である市民の意思を尊重することは当然であり、明記していない他条例、即ち行政全般にわたって尊重されるべきことであり、本条例にのみ規定することは適さないと考えます。
6-8	用語の定義	2 (1)	市庁舎、消防庁舎、ごみ焼却施設、道路、橋、・・・下水道などもふくまれるのか不明です。	第 2 条の用語の定義において、「公共施設」を「公共建築物」と定義しており、公共施設再生の対象施設である 123 施設が対象施設です。従って、市庁舎及び消防庁舎は含まれ、ごみ焼却場や汚水処理施設のプラント系、道路、上下水道、橋りょう等のインフラ系は含みません。
6-9	用語の定義	2 (2)	「・・・建替え、統廃合、長寿命化、老朽化対策改修等・・・」だけが「再生」ではない。「廃止」も選択肢としてはあり得る、その他もあり得るでしょう。	公共施設再生の取組は、行政が提供する公共サービスに必要な機能を維持する公共施設を適正に維持することを目標としています。 全て列挙することは不可能であるため、「～等」として、主な意味を記載しています。
6-10	用語の定義	2 (2)	ここに記載されているのはいわゆる再生に関わる「手法」であり、「手法」を条例で制限することには反対です。投資期間は 25 年ではあるが、施設の使用期間は 60 年以上を目指している。その間に多くの新技法や技術改良があり得るのである。	用語の定義を行う中で、「再生」の意味を明記することは必要と考えています。ご指摘のような手法の制限はいたしていません。
6-11	基本理念	3-2 1	大切なことは「公共施設の建設が行われる、その時点で「対象となる施設に最良手法が選択される」ようすることです。そのためには「市長は、その時点で対象となる施設に最良手法が選択されるよう指示しなければならない」といった市長の義務が記載されるべきであると考えます。	第 3 条第 2 項の記載に含みます。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生基本条例(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月15日(土曜)から平成26年3月14日(金曜)まで

6-12	用語の定義	2 (3)	「公共施設の管理運営、維持保全に関する活動を継続的に行う者」の实体は契約当事者である。どのような契約内容になるのか明確ではないが、公共施設再生に関わる基本的に契約業者が守るべき条件があるならば、それを基本条例に記載すべきである。	本条例は、基本理念及び基本事項を定めるものであり、個別の契約案件の契約条件を定めるものではありません。 個別の契約案件の条件は、個別の契約において定めてまいります。
6-13	市の責務	4	「業者との契約に際しては、市長は、契約内容に落ち度がないように留意すべきであると」記載するなら、市長の責務として記載すべきである。	契約行為を行うにあたって、内容についての十分な留意は、行政全般にわたることであり、本条例にのみ規定することは適さないと考えます。
6-14	用語の定義	2 (4)	「事業者」とは、明らかに公共施設事業を請け負う契約関係者のことである。それが明確になる条文にすべきである。	契約関係者とは限らないため、現記載といたします。
6-15	用語の定義	2 (5)	全く異なった関係にある、「市民」と「契約関係者」とを、同一次元で用語規定をするのは条例文として問題である。「地方自治体」と本質的關係が異なることは自明である。	当該箇所は削除する方向で精査します。
6-16	基本理念	3-2	「将来世代」の定義が不明確であり、「負担の先送り」の意味が明確ではない。条例文として不適當であると考ええる。	私たちの子や孫の世代、あるいはこれから生まれてくる世代のことを指しています。他条項との整合性を考え「次世代」とします。一般的に指し示す意味と同義であるため、敢えて定義は行いません。「負担の先送り」は、過度な起債償還額や老朽化施設の放置等を指します。
6-17	基本理念	3-2	異なった次元の事柄が、並べられている。①限られた資源の有効活用、②効率的かつ効果的な事業手法を導入、③将来世代に過度の負担を先送りせず、公平な負担となるように取り組まなければならない。同一文章として書くならそれぞれの関係性が明確でなくてはならないが、この文章では不明確である。	公共施設再生の基本理念を、負担の公平性の観点から規定したものです。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生基本条例(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月15日(土曜)から平成26年3月14日(金曜)まで

6-18	基本理念	3-2	「公平な負担」とは何か？	公共施設を維持、保全及び運営していくためには、様々な形で市民負担が発生します。その負担を、できる限り世代間の公平性に配慮した負担としていくことです。具体的には、過度な償還額となる起債や老朽化施設の放置等を行わないことなどが考えられます。
6-19	市の責務	4	計画が成立してから財源問題が起きるのではなく、計画検討過程で市の財政全体を視野に入れて財源調達に問題がないか、世代間公平性に問題がないか同時平行的に検討すべき問題だと考える。この条例にその旨を明確にしなくてはならないと考える。	第3条の理念に則り取り組む中で、ご指摘の点も検討してまいります。公共施設再生計画は、不確実性を否定するのではなく、不確実性の存在を認め、計画、実行、評価、修正といった一連のプロセスを行う中で、柔軟に対応していくという考え方です。
6-20	事業者及び関係者の責務	6	1項も2項も契約関係に入る業者との契約により具体的に記載すれば良い。もしも、この条例があるからと言う前提で、業者との契約書に契約条文としてより具体的に明記されないと訴訟時点でより複雑な問題が起きる可能性が生ずるだろう。	本条項は、契約に記載する具体的な条件ではなく、理念として、公共に対して果たさなければならない責務を明記するものです。
6-21	関係者及び事業者の責務	6	この条文はむしろ市長が守るべき事項として書かれるべきである。つまり、「公共施設再生事業を実行する契約業者には、契約締結整備事業に関連する直接事項だけではなく関連した事項にも積極的に参画し、協力するよう契約に明記しなくてはならない。さらに、管理運営及び維持保全に関する契約責任を担わせる事業者には、より有効な方法を追及するとともに、管理運営及び維持保全技術の向上に努めなければならないと明記した契約義務を負わせる契約を締結しなくてはならない」と書かれるべきであると考え。	市は公共施設再生事業を推進するに当たっては、効率的な再生事業に積極的に参画及び協力するよう、関係団体及び事業者に対して求めることを、市の責務として第4条に追加する方向で検討いたします。
6-22	事業者及び関係者の責務	6	「整備事業」「管理運営」及び「維持保全」の言葉の意味が不明確である。特に「整備事業」とは何を意味するのか、さらに「管理運営」及び「維持保全」とどの様に関連するのか不明確である。	「整備事業」とは公共施設再生基本方針に定めている、建替え（統廃合を含む）、長寿命化、老朽化対策改修、耐震改修などの総称としています。なお、「整備事業」は「事業」に改めます。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生基本条例(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月15日(土曜)から平成26年3月14日(金曜)まで

6-23	調査及び計画	7-1 7-2	この条文は、「市長は一方的に情報の一元的な調査収集及び整理を定期的実施し、その調査収集及び整理の結果等に基づいて、公共施設再生に関する計画を策定出来る」ことになってしまう。	公共施設にかかる情報の収集は、行政の長としての権限のもと、責任をもって実施します。
6-24	調査及び計画	7-3	今後、選挙で選ばれた市長に白紙委任をするのと同じことを意味してしまう。市民として認められない。どのような市長が今後選ばれるか分からないのが民主主義の選挙である。だれが市長に選ばれても少なくとも最小限の公正、正義、市民の権利が侵害されない条例を制定しなくてはならないと考える。	本条項は、市長への白紙委任を意味するものではありませんが、ご指摘を踏まえて検討いたします。
6-25	調査及び計画	7-1	また、「一元的調査」とは何を意味するのだろうか？	建物の物理的な情報、コスト情報等、効率的な再生事業を進めるための調査を一つの部門で総合的に実施することです。
6-26	推進委員会 公共施設再生	8-2	公共施設再生事業は長期にわたる事業であり、巨額の市民の資金が投入される事業であれば、第三者機関による定期的な経過監査を受ける必要があるのではないか？	市の事務全般については、監査委員による監査が実施されますが、公共施設再生事業に関しては、その効果の検証などを第三者委員会である公共施設再生推進委員会が実施することで、ご指摘の役割を果たすものと考えます。
6-27	推進委員会 公共施設再生	8-3	審議会でも一般市民の応募者から公開抽選で選ぶことを検討する必要がある時代ではないだろうか。	公募の手法については「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」に基づき進めてまいります。
6-28	推進委員会 公共施設再生	8-3	第三者機関の専門家委員は公共施設再生事業に関わっていない専門家から選ばれるべきであると考えます。	専門性を分析し、相応しい専門家に依頼いたします。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生基本条例(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月15日(土曜)から平成26年3月14日(金曜)まで

6-29	委任	9	この条文は「市庁舎等を含めあらゆる公共施設、多分、清掃工場を含めてしまう可能性がある」。	第2条の定義において、公共施設は公共建築物に限定しているため、ご指摘のような解釈にはなりません。
6-30	全般	—	「議会の審議採決の権限」をより明確にする条例にしなくてはならないと考える。	目的外のことを明記することはできません。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。